

すべての建設アスベスト被害者を 救済する判決を

建設アスベスト訴訟最高裁 公正判決要請署名

最高裁判所 第二小法廷

裁判長 菅野 博之 殿
裁判官 大谷 直人 殿
裁判官 三浦 守 殿
裁判官 草野 耕一 殿
裁判官 岡村 和美 殿

建設現場は、わが国最大のアスベスト被害の現場です。すでに、1万人を越える被害が発生し、今後も数万人規模の被害発生さえ予測されています。

国と建材企業は、早くから石綿建材の危険性や被害発生を知っていたにもかかわらず、建材企業は、危険性を現場に知らせることもなく長期にわたって石綿建材の製造・販売を続け、国もまた、「適時にかつ適切に」必要な規制を行いませんでした。

そのため、建設現場では大量の石綿粉じんが飛散し、労働者、一人親方、零細事業主が等しく石綿粉じんにはく露し、中皮腫、肺がん、石綿肺等に罹患しました。

建設アスベスト訴訟の提訴後10年間で、全国12訴訟の被災者約700人のうち、現在生存している原告はわずか3割弱に過ぎません。原告らの権利救済は急務です。

原告らはこの間、すべての建設アスベスト被害者が救済される「建設アスベスト被害者補償基金制度」の創設を含む全面解決を求めて活動しています。

憲法の番人であり、人権救済の最後の砦である最高裁判所が、法的正義に基づき、人間存在の基本であるいのちと健康を何よりも尊重する「正義の証」、すべての建設アスベスト被害者が救済され、全面解決に資する公正な判決を出されることを、私たちは心より切望します。

氏名	住所

取り扱い団体

※署名用紙に記入された情報は、
個人情報として適切に管理します。

建設アスベスト訴訟全国連絡会

〒169-0074 東京都新宿区北新宿1-8-16
TEL 03(5332)3971